

決議 .6 国家湿地政策の策定と実施のためのガイドライン

1. 締約国は「登録簿に掲げられている湿地の保全を促進し及びその領域内の湿地をできる限り適正に利用すること^{訳注}を促進するため、計画を作成し、実施する」と定めたラムサール条約第3条1を想起し、
2. 「賢明な利用の概念実施のためのガイドライン」を定める勧告4.10及びその付属書、並びに「賢明な利用の概念実施のための追加手引き」を定める決議5.6及びその付属書が、湿地の賢明な利用を達成する上で重要な一歩となる国家湿地政策の策定と適用を締約国に要請していることをさらに想起し、
3. 国家湿地政策の策定と実施のための枠組みを作成すること及び世界中の湿地政策の状況分析を行うことを求めた勧告6.9を意識し、
4. 「1997-2002年戦略計画」の実施目標2.1、行動2.1.2が、「他の国家的な自然保護計画策定の明確な構成要素の一つとして、または独立した政策として、国家湿地政策を策定するよう、いっそうの努力を促す」ことを締約国会議、ラムサール条約事務局及び協力機関に要請していることも同じく意識し、
5. 今回の締約国会議に対する国別報告書の中で、77の締約国が国家湿地政策もしくは戦略を実施中または策定中であるとの助言が与えられたことに喜びをもって留意し、
6. さらに、今回の締約国会議において、「湿地保全と賢明な利用のための国家計画を扱う分科会」が、「国家湿地政策の策定と実施のためのガイドライン」と題する本決議の付属書を締約国会議に提出し、かつそれについて詳しく検討したことに留意し、
7. 政策及び関係イニシアチブを策定するには、能力開発に取り組まなければならないこともあり、その場合には、人的資源、技術的資源及び財源を増やす必要が生じることを認識し、
8. このような政策の策定を検討中または実施中の締約国が、一段と効率的かつ効果的にその作業を実施または完了できるように、この決議の付属書の著者らが各自の経験に基づいて、一つのまとまった助言を提供してくれたことに感謝の意を表し、

締約国会議は、

9. 「国家湿地政策の策定と実施のためのガイドライン」と題する本決議の付属書を、締約国のための手引きとして採択し、このような政策をいまだ策定していない締約国は、この活動を最優先とするよう要請する。
10. 政策手段と法律との密接な関係を認識し、「湿地の保全と賢明な利用を促進するための法制度の見直しに関するガイドライン」と題する決議.7の付属書として提出された関連手引きに留意し、かつそれを等しく精力的に適用するよう、締約国に要請する。
11. 計画及び政府支出を管理する際、また劣化した湿地の機能を回復させる地方自治体の行動を推進する際には、湿地の復元を確実に優先して考慮するようにする適切な措置を、国家湿地

^{訳注} 日本語正訳を引用したため、listを「リスト」とせず「登録簿」とし、wise useを「賢明な利用」とせず「適正に利用すること」とした。

政策に盛り込むことの利益について認識するよう、締約国に奨励する。

12. また、影響評価に関する決議 .16、及び奨励措置に関する決議 .15 も同じく考慮しつつ、「賢明な利用の概念実施のためのガイドライン」(勧告 4.10)、「賢明な利用の概念実施のための追加手引き」(決議 5.6)、「ラムサール登録湿地及びその他の湿地の管理計画策定に関するガイドライン」(決議 5.7)、「ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン」(決議 .19)、及び「ラムサール条約普及啓発プログラム」(決議 .9)等、この条約の下で採択された他のガイドラインの要素を、可能な場合には常に国家湿地政策に統合するよう、締約国に奨励する。
13. さらに、「ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン」(決議 .19)に沿って、国家湿地政策の策定と実施に経験を有する締約国に対して、こうしたプロセスに着手する他のラムサール条約締約国と、その知識と経験を分かち合う機会を増やすよう、要請する。